

(参 考 資 料)

- 経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について・・・・・・・・・・ 1 3
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する
支援等に関する法律の概要・・・・・・・・・・ 1 8
- 令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への
対応状況等（調査結果）・・・・・・・・・・ 1 9
- 厚生労働省 障害者虐待対応調査 経年グラフ・・・・・・・・・・ 2 1
- 令和6年度岡山県施設従事者による虐待の状況・・・・・・・・・・ 2 3
- 新型コロナウイルス感染症 発生時の報告について・・・・・・・・・・ 3 1
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・ 3 2
- 水防法・土砂法の改正について【施設向け】・・・・・・・・・・ 3 3
- 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について・・・・・・・・ 3 5
- 災害時情報共有システムをご利用ください！・・・・・・・・・・ 4 1
- 障害者差別解消法の改正について・・・・・・・・・・ 4 3
- 県最低賃金ポスター・・・・・・・・・・ 4 4
- 18歳から大人 啓発チラシ・・・・・・・・・・ 4 6
- 障害福祉サービス等事業所における適正な運営の徹底について（通知）・・・・ 4 8
- 質問票・・・・・・・・・・ 4 9
- 利用者事故等発生時の対応について・・・・・・・・・・ 5 0
- 利用者事故等報告書記入例・・・・・・・・・・ 5 3
- 事業者指導来課時の注意事項について・・・・・・・・・・ 5 4

4. 経営情報の見える化等に係る通知の改正 (概要) について

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について①

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

1. 経営情報の項目

【報告の単位】

- 事業所単位で報告する。ただし、事業所ごとの会計区分を行っていないなどのやむを得ない場合は法人単位で報告しても差し支えない。

【項目の内容】

〔事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報〕

- 決算月、会計期間、法人等の採用している会計基準、消費税の経理方式、サービスの種類

〔職種別の職員数・職員給与の状況〕

- 入力単位、常勤・非常勤ごとの把握状況

〔事業所又は施設の収益及び費用の内容〕

- 会計の区分状況
- 障害福祉サービス等事業収益
 - ・ うち自立支援給付費等収益
 - ・ うち利用者負担金等収益
- 障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計）
 - ・ 人件費
 - ・ うち給与
 - ・ うち役員報酬
 - ・ うち退職給付費用
 - ・ うち法定福利費
 - ・ 業務委託費
 - ・ うち給食委託費
 - ・ 減価償却費

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について②

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

1. 経営情報の項目

【項目の内容】

〔事業所又は施設の収益及び費用の内容〕

- 障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計）
 - ・ 水道光熱費
 - ・ その他の費用
 - ・ うち材料費
 - ・ うち給食材料費
 - ・ うち研修費
 - ・ うち本部費
 - ・ うち車両費
 - ・ うち控除対象外消費税等負担額
- 事業外収益
 - ・ うち受取利息配当金
 - ・ うち運営費補助金収益
 - ・ うち施設整備補助金収益
 - ・ うち寄付金
- 事業外費用
 - ・ うち借入金利息
- 特別収益
- 特別費用
- 法人税、住民税及び事業税負担額

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について③

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

1. 経営情報の項目

【項目の内容】

〔事業所又は施設の収益及び費用の内容〕

- 複数の障害福祉サービス事業の有無
- 障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）
- 医療における事業収入
- 医療における延べ在院者数
- 医療における外来患者数
- 介護サービスにおける事業収益
- 介護サービスにおける延べ利用者数
- 就労支援事業・授産事業収益
- 措置費収益
- その他の事業における収益

2. 情報公表制度の拡充（都道府県等が任意設定の項目）

【従業者に関する情報】

- 離職率、勤務時間（シフト体制等）、賃金体系、一人あたり賃金や有給休暇の取得状況 等

経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について④

- 経営情報の見える化等に係る通知については、今後発出を予定しているが、新規の内容は以下のとおりである。

3. 障害福祉サービス等事業者から各都道府県等への報告について

※ 経営情報の見える化の報告については、各都道府県等の実施要綱等に規定するが、その期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

[報告の開始]

- 毎会計年度終了後
- ※ ただし、令和7年度については令和7年8月末以降（予定）

[報告の期限]

- 毎回会計年度終了後3月以内
- ※ ただし、令和7年度については令和7年度末までの報告で可。

[公表の時期]

- ※ 令和7年度分については、令和8年4月～（予定）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>【市町村の責務】相談等、居室確保、連携確保</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村</p> <p>①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）</p>	<p>【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>	<p>【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p> <p>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局</p> <p>①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

報道関係者 各位

令和7年12月24日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室
室長 米田 隆史 (内線 3005)
室長補佐 杉渕 英俊 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	11,656 件 (9,972 件)	5,870 件 (5,618 件)	1,593 事業所 (1,512 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,503 件 (2,283 件)	1,267 件 (1,194 件)	434 件 (447 件)
被虐待者数	2,518 人 (2,285 人)	2,010 人 (2,356 人)	652 人 (761 人)

(注1) 上記は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに虐待と判断された事例を集計。

カッコ内については、前回調査(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和7年9月3日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2-1 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞経年グラフ
- 2-2 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞経年グラフ
- 3-1 令和6年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 3-2 令和6年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 4 令和6年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査 結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 相談・通報件数は、11,656件（対前年度1,684件（16.9%）増）。
虐待判断件数は、2,503件（対前年度220件（9.6%）増）。
被虐待者数は、2,518人（対前年度233人（10.2%）増）。
- 相談・通報者の内訳は、警察の6,511件（55.9%）が最も多く、次いで本人による届出1,383件（11.9%）、施設・事業所の職員1,159件（9.9%）、相談支援専門員1,064件（9.1%）の順に多い。相談・通報件数に占める警察の割合は年々増加しており、前年度の52.6%から3.3ポイント増加した。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待の1,654件（66.1%）が最も多く、次いで心理的虐待799件（31.9%）、経済的虐待412件（16.5%）、放棄・放置289件（11.5%）、性的虐待57件（2.3%）の順に多い。
- 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が1,852件（57.7%）、中度が1,009件（31.4%）、重度が350件（10.9%）であった。
- 被虐待者の障害種別は、精神障害の1,199人（47.6%）が最も多く、次いで知的障害の1,083人（43.0%）、身体障害の400人（15.9%）の順に多い。
- 虐待者の続柄は、母の651人（24.1%）が最も多く、次いで父616人（22.8%）、夫451人（16.7%）の順に多い。
- 虐待の発生要因は、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」（45.0%）が最も多く、次いで「虐待者が虐待と認識していない」（40.1%）、「虐待者の知識や情報の不足」（23.9%）、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」（23.5%）の順に多い。
- 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数は、785人（31.2%）。
- 虐待による死亡事例は、3人。

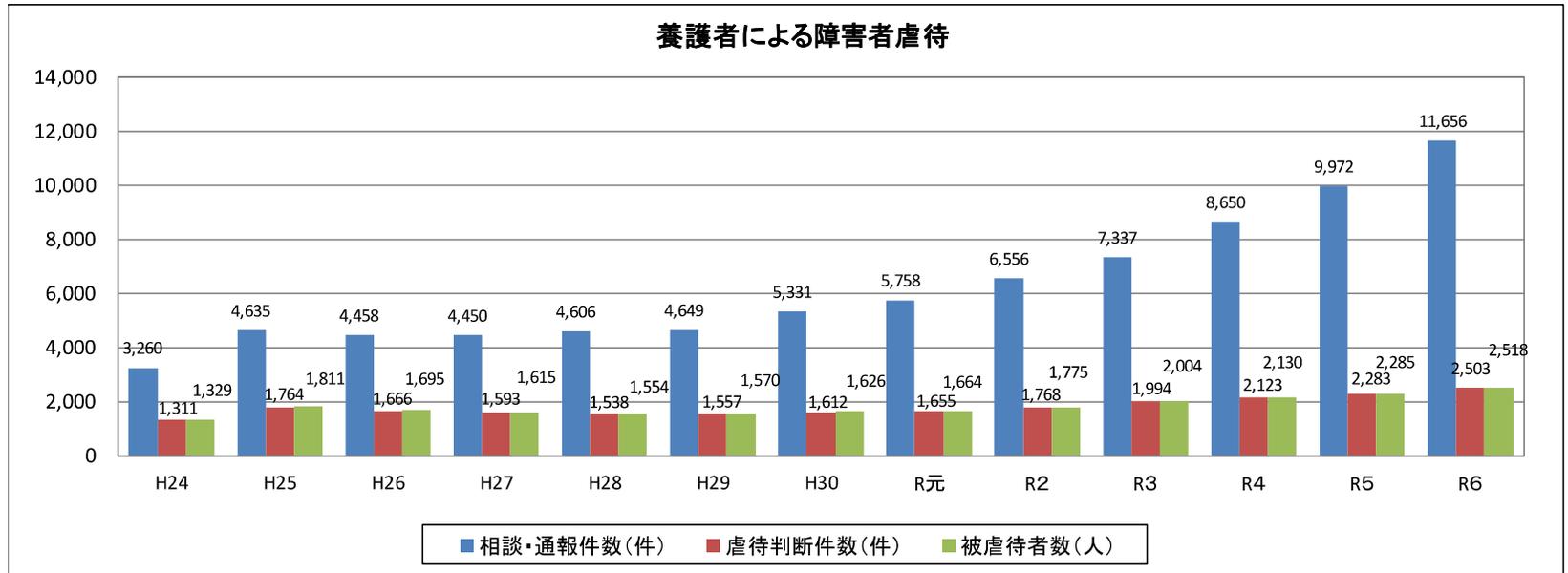
＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 相談・通報件数は、5,870件（対前年度252件（4.5%）増）。
虐待判断件数は、1,267件（対前年度73件（6.1%）増）。
被虐待者数は、2,010人（対前年度346人（14.7%）減）。
- 相談・通報者の内訳は、「当該施設・事業所職員」による通報が20.5%と最も多く、次いで「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が16.5%、「本人による届出」が13.8%、「家族・親族」による通報が10.0%の順に多い。当該施設・事業所の職員・管理者が自ら通報する事案は全体の37.1%。
- 虐待行為の類型は、身体的虐待の654件（51.6%）が最も多く、次いで心理的虐待599件（47.3%）、性的虐待141件（11.1%）、放棄・放置108件（8.5%）、経済的虐待91件（7.2%）の順に多い。
- 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が1,129件（70.9%）、中度が363件（22.8%）、重度が101件（6.3%）となっている。
- 被虐待者の障害種別は、知的障害の1,364人（67.9%）が最も多く、次いで身体障害の429人（21.3%）、精神障害の346人（17.2%）の順に多い。
- 虐待者の職種は、生活支援員の617件（43.4%）が最も多く、次いで管理者144件（10.1%）、世話人140件（9.9%）、その他従事者101件（7.1%）の順に多い。
- 虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」（67.5%）が最も多く、「倫理観や理念の欠如」（60.2%）、「職員のストレスや感情コントロールの問題」（58.7%）の順に多い。
- 施設・事業所の種別は、共同生活援助の401件（31.6%）が最も多く、次いで障害者支援施設243件（19.2%）、放課後等デイサービス157件（12.4%）、生活介護143件（11.3%）の順に多い。
- 障害者総合支援法等の規定による権限の行使等では、改善命令以上の行政処分が52件、前年度と同数であった。
- 虐待による死亡事例は、0人。

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件(16.9%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件(9.6%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人(10.2%)増加。

養護者	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518



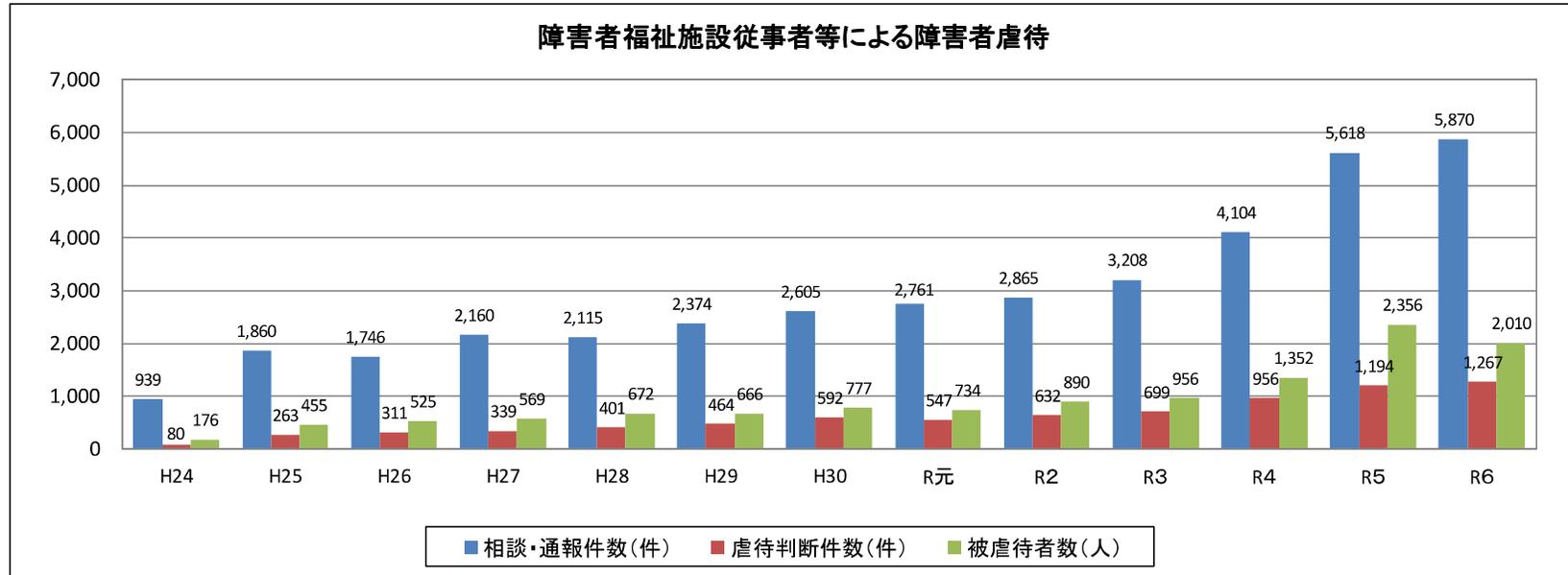
* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- 令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- 令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- 令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和6年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、令和6年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

なお、児童福祉法に基づく社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待は該当がなかった。

1 障害者福祉施設従事者等による虐待の状況

(単位：件)

		令和6年度
通報・届出件数		103
うち虐待認定件数		20
区 分 別 内 訳	身体的虐待	11
	性的虐待	1
	心理的虐待	11
	放棄・放置	0
	経済的虐待	1

※区分別内訳には重複がある。

【概要】

- ・被虐待者数・性別：28人（男性14人、女性14人）
- ・被虐待者の障害種別：知的障害24人、身体障害5人、精神障害3人※重複あり
- ・主な施設等の種別：共同生活援助10件、障害者支援施設3件、就労継続支援B型3件、生活介護1件、居宅介護1件、療養介護1件、地域活動支援センター1件

2 高齢者福祉施設従事者等による虐待の状況

(単位：件)

		令和6年度
通報・届出件数		38
うち虐待認定件数		18
区 分 別 内 訳	身体的虐待	10
	性的虐待	0
	心理的虐待	5
	放棄・放置	4
	経済的虐待	3

※区分別内訳には重複がある。

【概要】

- ・被虐待者数・性別：140人（男性36人、女性104人）
- ・被虐待者の介護区分：要介護5・4（64人）、要介護3以下（76人）
- ・主な施設等の種別：特別養護老人ホーム5件、認知症対応型共同生活介護5件、介護老人保健施設2件、養護老人ホーム2件、有料老人ホーム1件、短期入所生活介護1件、小規模多機能型居宅介護1件、通所介護1件

3 虐待の内訳

《障害者福祉施設従事者等による虐待》

被虐待者の状況	性別	① 女性（1人）	② 女性（1人）	③ 男性（1人）
	年齢階級	55～59歳	35～39歳	40～44歳
	障害種別	身体障害	知的障害 精神障害	知的障害
虐待の種類		心理的虐待	性的虐待	身体的虐待
施設等の種別		就労継続支援B型	共同生活援助	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種		法人代表者（1人）	世話人（1人）	生活支援員（1人）
虐待に対して採った措置		虐待防止委員会の開催、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導

被虐待者の状況	性別	④ 男性（2人）	⑤ 女性（1人）	⑥ 女性（1人）
	年齢階級	35～39歳 55～59歳	40～44歳	30～34歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の種類		経済的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設等の種別		共同生活援助	共同生活援助	就労継続支援B型
虐待を行った従事者等の職種		施設職員（1人）	サービス管理責任者（1人）	サービス管理責任者（1人）
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導

被虐待者の状況	性別	⑦ 男性（1人）	⑧ 女性（1人）	⑨ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳	35～39歳	20～24歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	共同生活援助	地域活動支援センター	
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員（1人）	世話人（1人）	指導員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の見直し等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑩ 女性（2人）	⑪ 男性（1人）	⑫ 男性（1人）
	年齢階級	20～24歳 25～29歳	55～59歳	30～34歳
	障害種別	知的障害 精神障害	知的障害	知的障害
虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	障害者支援施設	生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	世話人（2人）	生活支援員（1人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	虐待防止に必要な体制整備、改善計画の作成等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑬ 女性（1人）	⑭ 男性（5人） 女性（1人）	⑮ 男性（1人） 女性（1人）
	年齢階級	25～29歳	40～44歳（1人） 50～54歳（1人） 55～59歳（3人） 65～69歳（1人）	35～39歳（1人） 50～54歳（1人）
	障害種別	知的障害	身体障害（2人） 知的障害（6人）	身体障害（1人） 知的障害（2人）
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	就労継続支援B型	障害者支援施設	障害者支援施設	
虐待を行った従事者等の職種	職業指導員（1人）	生活支援員（3人）	生活支援員（3人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を指導	虐待防止に必要な体制の見直し、勤務体制の確保等を指導	指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）の停止3ヶ月の行政処分	

被虐待者の状況	性別	⑯ 女性（1人）	⑰ 女性（1人）	⑱ 女性（1人）
	年齢階級	30～34歳	20～24歳	65～69歳
	障害種別	身体障害 知的障害	知的障害	精神障害
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	
施設等の種別	療養介護	共同生活援助	居宅介護	
虐待を行った従事者等の職種	看護師（1人）	管理者（1人）	介護支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を指導	虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑱ 女性（1人）	⑳ 男性（1人）
	年齢階級	30～34歳	50～54歳
	障害種別	知的障害	知的障害
虐待の種類	心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	共同生活援助	共同生活援助	
虐待を行った従事者等の職種	施設職員（1人）	生活支援員（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な措置、研修実施体制の見直し等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、再発防止策の検討等を指導	

※障害種別には重複がある。

《高齢者福祉施設従事者等による虐待》

被虐待者の状況	性別	① 女性（1人）	② 男性（2人） 女性（28人）	③ 女性（1人）
	年齢階級	85～89歳	80～84歳（3人） 85～89歳（11人） 90～94歳（10人） 95～99歳（6人）	90～94歳
	要介護状態	要介護4	要介護4（6人） 要介護5（24人）	要介護5
虐待の種類	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員（1人）	管理者（1人） 事務長（1人） 介護職員（12人）	介護職員（1人）	
虐待に対して採った措置	研修計画に従い人権擁護及び虐待防止のための研修の実施等を指導	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を指導	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を指導	

被虐待者の状況	性別	④ 男性（1人）	⑤ 男性（1人） 女性（1人）	⑥ 男性（27人） 女性（65人）
	年齢階級	75～79歳	70～74歳 95～99歳	65～69歳（4人） 70～74歳（13人） 75～79歳（18人） 80～84歳（18人） 85～89歳（17人） 90～94歳（16人） 95～99歳（5人） 100歳以上（1人）
	要介護状態	要介護3	要介護3 要介護4	自立（22人） 要支援1（4人） 要支援2（1人） 要介護1（14人） 要介護2（10人） 要介護3（14人） 要介護4（15人） 要介護5（12人）
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	放棄・放置 心理的虐待	経済的虐待
施設等の種別	短期入所生活介護	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種	施設職員（1人）	施設職員（1人）	介護職員（1人）	生活相談員（1人）
虐待に対して採った措置	身体拘束適正化委員会で協議し、その結果を職員に周知徹底すること等を指導	事業所内部での調査検討を全職員で行うこと及び管理者による改善計画書の作成指導	指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）の停止 6ヶ月の行政処分	

被虐待者の状況	性別	⑦ 女性（1人）	⑧ 男性（1人）	⑨ 女性（1人）
	年齢階級	85～89歳	90～94歳	95～99歳
	要介護状態	要介護3	要支援2	要介護2
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	経済的虐待	身体的虐待
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	通所介護	介護老人保健施設
虐待を行った従事者等の職種	介護職員（1人）	介護職員（1人）	介護職員（1人）	介護職員（1人）
虐待に対して採った措置	高齢者の意思、人格尊重及び高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を指導	利用者の意思、人格を尊重したサービスを提供するよう努めること等を指導	人権擁護、虐待防止のための体制整備及び従業者への実効性のある研修の実施等を勧告

被虐待者の状況	性別	⑩ 女性（1人）	⑪ 男性（1人）	⑫ 女性（1人）
	年齢階級	80～84歳	70～74歳	95～99歳
	要介護状態	要支援1	要介護3	要介護4
虐待の種類	心理的虐待	身体的虐待	放棄・放置	
施設等の種別	養護老人ホーム	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員（1人）	介護職員（2人）	介護職員（1人）	
虐待に対して採った措置	定期的な施設内虐待防止研修の実施及び身体拘束等適正化委員会の定期的な開催を指導	当該職員に対する再発防止のための指導及び全職員に対し研修を実施すること等を指導	職員に対する再発防止のための指導及び研修計画に従い研修を実施すること等を勧告	

被虐待者の状況	性別	⑬ 男性（1人）	⑭ 女性（1人）	⑮ 女性（1人）
	年齢階級	65～69歳	90～94歳	90～94歳
	要介護状態	要介護3	要介護4	要介護5
虐待の種類	放棄・放置 心理的虐待	放棄・放置	身体的虐待	
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員（1人）	介護職員（1人）	管理者（1人）	
虐待に対して採った措置	虐待防止委員会で協議し、その結果を職員に周知徹底すること等を指導	虐待の発生原因の究明及び具体的な改善策を作成すること等を指導	他職種による身体的拘束等適正化委員会を開催すること等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑯ 女性（2人）	⑰ 男性（1人）	⑱ 男性（1人）
	年齢階級	75～79歳 95～99歳	80～84歳	65～69歳
	要介護状態	要介護3 要介護4	要介護2	要介護3
虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	経済的虐待
施設等の種別		特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設
虐待を行った従事者等の職種		不特定多数	介護支援専門員（1人）	介護支援専門員（1人）
虐待に対して採った措置		入所者の人格を尊重したサービスの提供及び管理者が必要な指揮命令を行うこと等を指導	職員に対し、虐待対応マニュアル等の周知徹底及び定期的な研修の実施等を指導	職員に対し、虐待対応マニュアル等の周知徹底及び外部研修の実施等を指導

《養護者による虐待（市町村所管分）》

（単位：件）

		障害者虐待	高齢者虐待	合計
通報・届出件数		123	621	744
うち虐待認定件数		65	318	383
区 分 別 内 訳	身体的虐待	39	199	238
	性的虐待	1	1	2
	心理的虐待	25	112	137
	放棄・放置	17	66	83
	経済的虐待	19	54	73

※区分別内訳には重複がある。

事務連絡
令和6年2月28日

岡山市内障害福祉サービス等事業所 管理者様

岡山市保健所 感染症対策課
岡山市保健福祉局 事業者指導課

新型コロナウイルス感染症 発生時の報告について（変更）

平素より本市の保健福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和5年5月1日付の事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の報告についてお知らせしたところですが、取り扱いが変更となりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

旧)

報告様式	報告先
事故報告書 <u>(入所施設において入所者1名以上がコロナ陽性と判明した時点)</u>	事業者指導課 感染症対策課
集団発生連絡票 (※のいずれかに該当した場合)	事業者指導課 感染症対策課

新)

報告様式	報告先
事故報告書 <u>(※のいずれかに該当した場合)</u>	事業者指導課
集団発生連絡票 (※のいずれかに該当した場合)	感染症対策課

※【基準】

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【問い合わせ先】

岡山市保健福祉局事業者指導課 障害事業者係
TEL：086-212-1015 FAX 086-271-3010
MAIL：syoun-jigyoun@city.okayama.lg.jp

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル

新たな避難情報等

5



災害発生
又は切迫

きんきゅうあんぜんかくほ
緊急安全確保※1

これまでの避難情報等

災害発生情報

(発生を確認したときに発令)

〜<警戒レベル4までに必ず避難!>〜

4



災害の
おそれ高い

ひなんしじ
避難指示※2

・避難指示(緊急)
・避難勧告

3



災害の
おそれあり

こうれいしゃとうひなん
高齢者等避難※3

避難準備・
高齢者等避難開始

2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

1



今後気象状況
悪化のおそれ

早期注意情報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
**警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません!**

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

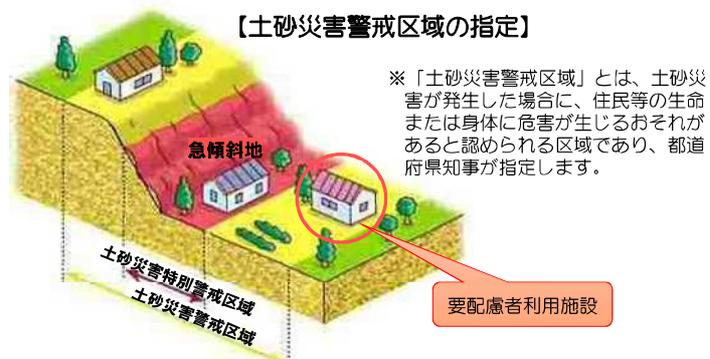
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- | | |
|--|---|
| <p>（社会福祉施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 |
| <p>（学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・義務教育学校 ・小学校 ・中学校 ・特別支援学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 | <p>（医療施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2 (H29.6.19)